

「スマホによる領収書等のデータ保存」 最新情報

「国税関係帳簿書類のスキヤナ保存・データ保存」導入の完全ガイド

- ★経費精算の領収書をスマートフォンで撮影し保存する方法について
- ★法人税法、消費税法で規定されている法定帳簿書類とは
- ★国税関係帳簿書類のデータ保存・スキヤナ保存の検討方法から申請の仕方まで
- ★税務代理人が関与する従業員が5人以下の会社の場合のスキヤナ保存方法の特例について
- ★電子取引を行った場合の法的対応とこれからの電子取引の展望

国税関係帳簿書類のデータ保存・スキヤナ保存をすることにより、システムから出力される膨大な量の帳票や紙書類の保存に係る事務負担が解消され、経理業務の効率化、内部統制の強化が図られ、また税務調査時の対応業務も軽減されます。平成29年7月に改正された電子帳簿保存法取扱通達によりスマホの入力の運用が大幅に緩和され、スキヤナ保存の導入をする企業が急増しています。本セミナーでは国税関係帳簿書類のデータ保存・スキヤナ保存及び電子取引を行った場合の法的対応など、文書電子化の導入実務を詳細に解説します。

開催要領

日時 平成30年6月20日(水) 10:00~16:30

会場 ソニックシティビル6F 604
さいたま市大宮区桜木町1-7-5 TEL:048-647-4111
1名様につき(資料・昼食、消費税含む)

受講料	会員	25,000円	※無料クーポン適用 対象講座
	読者	29,000円	
	一般	39,000円	

申込について

- ◆申込書またはクーポンにご記入の上、FAXにてお申込みください。
- ◆HPからもお申込み頂けます(<https://www.zeiken.co.jp/seminar/>)。折り返し、請求書と受講票を送付いたします。
- ◆定員になり次第締め切らせて頂きます。

キャンセルの取扱い

- キャンセルの場合は、開催日の前営業日15時までにご連絡ください。(受講料ご返金の際の振込手数料はお客様負担となります。)
- 代理の方のご出席もお受けいたします。
- 当日欠席された場合は、返金は致しかねますのでご了承ください。

申込先 FAX、HPとも下記をご参照願います。

講師紹介

税理士
袖山 喜久造 氏

平成24年税理士登録。SKJ総合税理士事務所所長。国税庁調査課、国税局調査部を含め15年間を大企業の法人税調査等事務に従事。大企業に対する電子帳簿保存法の審査指導担当の情報技術専門官を歴任。平成24年7月退職。同年11月千代田区神田淡路町で税理士開業。税務コンサルタントのほか、電子帳簿保存法関連のコンサルタントを行う。

主な著書に「『帳簿書類のデータ保存・スキヤナ保存』完全ガイド」「『マイナンバー制度と企業の実務』完全ガイド」(税務研究会)等がある。ファルクラム租税法研究会研究員。

主な研修内容

I 文書の電子化にあたって

1. 電子化の検討
2. 税務調査・会計監査の電子化
3. 税務コンプライアンスについて
4. 税務調査対策とは
5. 電子帳簿保存法適用法人の税務調査時の対応

II 文書電子化と今後の展望

1. 電子帳簿保存法の創設
2. 電子帳簿保存法の現状の問題点
3. 海外における文書電子化の状況
4. これからの文書管理

III 帳簿書類の保存義務

1. 法人税法で規定される帳簿書類
2. 消費税法で規定される帳簿書類
3. 源泉徴収に関する書類
4. 貿易関連帳簿書類等の保存

IV 電子帳簿保存法の概要

1. 電子帳簿保存法の趣旨
2. 用語の定義
3. 電子帳簿保存法の対象となる文書
4. 電磁的記録の保存媒体・保存形式
5. 電子帳票システムについて
6. 他の国税に関する法律の規定の適用

V 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存

1. システム・保存等に係る要件
2. 国税関係帳簿書類の申請対象期間
3. 訂正・削除の履歴の保存
4. 相互関連性の確保
5. 関係書類等の備付け

6. 見読可能性の確保
7. 検索機能の確保
8. データの保存方法

VI 国税関係書類のスキヤナ保存制度

1. e-文書法の施行
2. スキヤナ保存制度の創設
3. スキヤナ保存の要件緩和に至った経緯
4. 保存要件の厳格性
5. スキヤナ保存の検討
6. スキヤナ保存制度の規制緩和
7. スキヤナ保存の対象となる国税関係書類
8. スキヤナ保存の5要件
9. 真実性の確保
10. 見読可能性の確保
11. 関係書類の備付け
12. 相互関連性の確保
13. 検索機能の確保
14. 電子署名とタイムスタンプの仕組み

VII 国税関係帳簿書類の電子化の検討

1. 国税関係帳簿書類のデータ保存の検討
2. 国税関係書類のスキヤナ保存の検討

VIII 国税関係帳簿書類の電子化の導入事例

IX 電子取引に係る電磁的記録の保存義務

1. 電子取引に係る電磁的記録の保存義務
2. 他の法律への適用
3. 電子取引とは
4. 電子契約の形態
5. 電子取引に係る電磁的記録の保存方法
6. 電子契約サービスの今後の展望

筆記用具、電卓をお持ちください。

No.120623 6月20日(水) 「国税関係帳簿書類のスキヤナ保存・データ保存」導入の完全ガイド **研修会申込書**

お客様コード										平成	年	月	日
所在地	〒												
会社名/事務所名								部課名					
TEL	—			—			FAX	—					—
ふりがな 参加者氏名							ふりがな 参加者氏名						
※E-Mail							※E-Mail						
支払い方法 (いずれかに○)	銀行(振込手数料はお客様負担となります)・郵便局・当日持参												

※《個人情報の取扱いについて》…ご記入頂いた個人情報は、商品の発送・サービスの提供に使用させて頂く他、当社がおすすめする他の商品・サービスのご案内にも使用させて頂く場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。なお、E-Mailについては、当セミナー会場変更等のご連絡にも使用する場合がございますので、必ずご記入ください。ご記入の際は、アルファベットや記号は、判別しづらい場合がありますので正確にご記入いただきますようお願い致します。

申 込 先 F A X 0 4 8 - 6 4 7 - 6 6 4 4

株式会社 税務研究会 関東信越支局 〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル26F TEL 048-647-5544